

(参考1)

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項  
(平成15年9月11日内閣府食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」とこととされている。

この規定に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 個別テーマや海外及び国内他分野におけるリスクコミュニケーションの事例に関する意見交換会等の結果を踏まえた我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題についての意見のとりまとめ

## BSE問題をめぐるコミュニケーションと牛肉価格

### 平成13年

- 9月10日 農林水産省が国内初のBSE感染牛の疑い例を発表。その際、当該牛は焼却処分されたはずと回答
- 12日 千葉県、厚生労働省から農林水産省に、上記当該牛は焼却されずにレンダリング処理されていたと連絡があった
- 14日 農林水産省がBSE感染牛は、焼却されずにレンダリング処理されていたとして、発言を訂正した

週明け18日から、卸売価格の下落が始まった

17日：1130円、18日：1072円、19日：982円  
(kg当たり、省令価格。以下同様)

- 10月4日 農林水産省が、肉骨粉の使用を禁止
- 11日 東京都の食肉卸売市場でBSEエライザ検査陽性牛が見つかった  
(確認検査の結果は陰性)

翌12日：472円、全頭検査前の最安値

- 18日 厚生労働省と農林水産省の両大臣が、BSEの全頭検査の開始、特定危険部位の除去などを宣言。「安全宣言」として報道された
- 26日 全頭検査前に市場に出回った在庫牛肉を買い取る「牛肉在庫緊急保管対策事業」の発表、開始
- 11月21日 国内2例目のBSE感染牛の確認を公表。

22日に、卸売価格急落、21日：715円、  
22日：579円

- 30日 国内3例目のBSE感染牛の確認を公表

卸売価格が下がり続ける

30日：527円、12月3日：457円、4日：532円、  
5日：400円、6日：427円、7日：351円

- 12月7日 卸売価格が、年内の最安値を記録

7日：351円

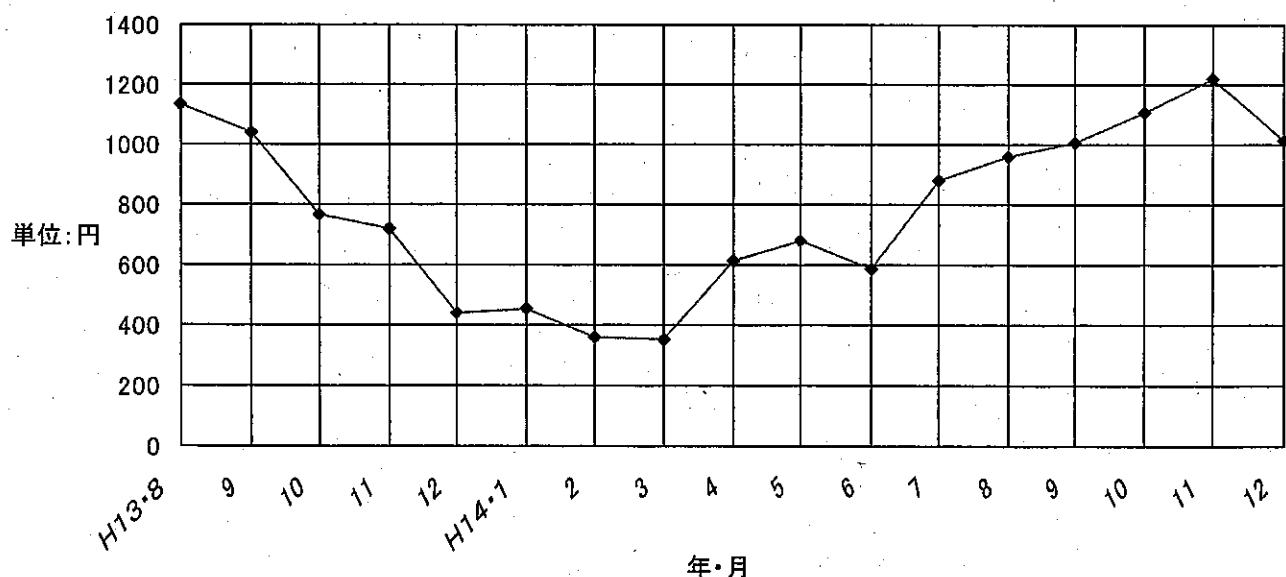
### 平成14年

- 1月23日 雪印食品が、「牛肉在庫緊急保管対策事業」に、豪州産牛肉を国産牛と偽装して申請したことを発表

1月の卸売平均価格は456円

- 2月 1日 近畿農政局長名で雪印食品を刑事告発
- 15日 食肉加工販売会社カワイによる、輸入牛肉の国産牛への偽装が発覚
- 2月の卸売平均価格は360円へ下落
- 3月 5日 全農系の鶏肉加工会社くみあいチキンフーズによる、輸入鶏肉の鹿児島県産への偽装が発覚
- 11日 茨城県の農業協同組合による、豚肉の産地偽装が発覚
- 12日 千葉県の農事組合による、豚肉の産地偽装が発覚
- 3月の卸売平均価格は354円で年内最安値
- 4月 2日 BSE問題に関する調査検討委員会が調査報告書を提出
- 30日 雪印食品が解散
- 4月の卸売平均価格は614円。以後、価格は回復基調
- 5月 13日 BSE4例目の確認を発表
- 6月 11日 関係閣僚会議が、食品安全基本法、食品安全委員会の新設等を決める
- 28日 日本食品の牛肉偽装が発覚
- 6月の卸売平均価格590円から、7月879円へ上昇
- 8月 6日 日本ハムグループによる牛肉の産地偽装が発覚
- 22日 BSE5例目の確認を発表
- 9月の卸売平均価格は1005円、BSE発生後、初めて1000円台を回復

### 枝肉の1kg当たり卸売価格の推移



◆ 枝肉卸売価格(省令規格:去勢和牛、乳用肥育去勢牛、その他去勢牛のB-2、B-3規格を合わせたもの)

## BSE 問題検討会報告書における指摘と対応状況

「BSE 問題報告書(平成14年4月2日 BSE 問題に関する調査検討委員会)

### 第III部 今度の食品安全行政のあり方

#### 2 食品の安全性の確保に係る組織体制の基本的考え方

##### (2) リスク分析をベースとした組織体制の整備

##### ③ 「リスクコミュニケーション」の確立

において指摘された点と、現在までの対応状況は以下のとおり。

BSE 問題報告書における指摘	平成15年度の対応状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクコミュニケーションを総合的に推進する専門の機能・組織を確立することが必要。</li> <li>・リスク評価、リスク管理の経過を含め、リスク分析のプロセス全体を通じて情報の公開および意見の相互交換がなされることを制度化することが必要。</li> <li>・リスク評価及びリスク管理にかかる情報は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条各号に規定された情報を除いて、消費者が自由にアクセスすることを可能とし積極的に一般に公開されなければならない。</li> <li>・消費者を対象とした「公聴会」や「意見提出」の制度を設けることも必要である。公聴会については、行政側が積極的に開催するとともに、消費者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省に専門組織が設置されている。</li> <li>・食品安全基本法第13条等に規定。</li> <li>・食品安全委員会、同専門調査会、薬事食品審議会、食料・農業・農村審議会、農業資材審議会等は、資料を含め原則公開で開催されている。</li> <li>・意見、情報の募集、食の安全ダイヤル、意見交換会の開催等により、実質的に対応。</li> </ul>

からも開催の請求ができるよう制度化すべき。

- ・リスク評価やリスク管理に関する情報公開・提供に当たっては、欧米の例も参考に、登録した希望者に対して制度の変更に係わる情報を、その都度、インターネットを通じて提供する手法等も導入すべき。
- ・リスクコミュニケーションは、リスク評価を実施する機関並びにリスク管理を分担する省庁の両方が、相互および他の利害関係者と行う。そのための実施の機能・体制を整備することが必要。
- ・リスクコミュニケーションを総合的に分担する組織は、リスク評価を実施する行政機関に置くことが適切。
- ・海外の例も参考に、一般の人向け、子供たち向けなど、受け手の特性にあわせた情報の提供など工夫が必要。
- ・きめ細かな情報を提供していくためには、情報に関する専門部署と専門家がいなければならない。日本においては遅れている分野である。特に広報担当コミュニケーションコーディネーターの育成が急がれる課題。

・インターネット上では公開。希望者へメールにて最新情報を提供するシステムを検討中。

・各府省において体制整備済み。

- ・食品健康影響評価を行う食品安全委員会に関係行政機関が行うリスクコミュニケーションについて調整の事務。
- ・パンフレット、インターネットとも広く一般向けに分かりやすい情報提供に努めているところ。子ども向けについては、一部で実施。
- ・各府省にリスクコミュニケーション担当の専門組織は設置済み。コミュニケーターについては、実地で養成中。一部では、研修を実施。

## 食品安全委員会における取組み

平成15年度に食品安全委員会は、リスクコミュニケーションの推進を図るため、関係行政機関とも連携しつつ、次のような取組みを行った。

### 1. 審議の透明性確保と情報の提供

食品安全委員会は、原則公開とし、食品健康影響評価の結果や議事録等の審議状況について、ホームページを活用して情報を提供。

### 2. 食品健康影響評価に関する一般からの意見・情報の募集等

食品健康影響評価に関して、広く国民一般からの意見・情報の募集等を実施し、遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の策定など〇〇件。

### 3. 意見交換会・懇談会の開催

消費者、食品関連事業者等の関係者との間で意見交換会・懇談会を開催し、情報や意見の交換を実施。消費者団体との懇談など〇回。意見交換会については、コーデックス委員会元議長やオランダ食品安全消費者製品安全庁長官を招聘し、基調講演を行った意見交換会など〇回。

### 4. 「食の安全ダイヤル」の設置

幅広く消費者等から食品の安全性に関する情報提供、問合せ、意見等を頂くとともに、知識・理解を深めていただくため、平成15年8月1日に「食の安全ダイヤル」を設置。

(平成16年3月末日までの問合せ件数：〇件（累計）)

### 5. 「食品安全モニター」を通じた意見等の把握

平成15年9月初めに、食品安全モニター470名を依頼し、食品の安全性に関する意識調査（アンケート調査）を実施。また、隨時、食品安全行政に関する意見等の報告を受けているところ。

(平成16年3月末日までの報告件数：〇件（累計）)

## 厚生労働省における取組について

### 1. 基本的な考え方

内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省の担当官と、3府省リスクコミュニケーション担当者連絡会議を定期的に開催するなど連携を図っている。

従来型の一方的な情報提供にならないよう、分かりやすい情報の提供や御意見募集など双方向のコミュニケーションの実現に努めている。

このため関係府省とも連携し、消費者、事業者など関係者との意見交換会の開催や、関係府省の行う意見交換会への参加をつうじて、リスクコミュニケーションの推進を図るとともに、ホームページなどを活用した積極的な情報発信を進めている。

### 2. 現在までの取組状況

#### ①意見交換会の開催

消費者、事業者などの関係者と関係行政担当官が一堂に集まり、平成15年7月以降、食の安全に関する意見交換、アンケート調査等をこれまで7回、輸入食品の安全確保に関する意見交換会を2回、東京、大阪、福岡などで行っている。

#### ②政府広報による情報発信

- ・にっぽんNOW（9月1日発行）
- ・オンライン広報通信（2003年9月）
- ・日本テレビ「新ニッポン探検隊」（9月7日放送）
- ・時の動き（2003年10月号）
- ・Cabiネット（2003年10月号）

#### ③食品の安全確保に向けた取り組みのホームページ「食品安全情報」の刷新

#### ④既存の取組の着実な実施

規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント）や審議会の公開、情報公開など、これまで行われてきた既存のリスクコミュニケーションに関する取組みを着実に実施。

## 農林水産省における取組み

### 意見交換会の実施状況等

個別施策ごとに機会をとらえ、また目的にあった形式を検討しながら「食品に関するリスクコミュニケーション」として6テーマ・7回を実施。

### ～開催テーマ一覧～

- ・「残留農薬について」（9月10日第1回、9月30日第2回）
- ・「家畜に使用される抗菌性物質のリスク管理について」（11月10日）
- ・「汚染物質のリスク管理に関する国際的な考え方について」（11月19日）
- ・「わかりやすい食品表示のあり方について」（11月26日）
- ・「牛肉のトレーサビリティと牛の個体識別について」（12月12日）
- ・「カドミウムの国際基準値案と我が国の現状について」（12月12日）

### ～実施内容～

- ① 消費者の関心の高い食の安全・安心に関する事項を中心に、農林水産施策全般にわたりテーマを設定し、広く消費者と意見交換を行う
- ② 食品健康影響評価の依頼や、施策の策定などに際し、消費者、生産者、関連事業者などの関係者間で意見交換を行う

### ～意見交換会についての意見（アンケート集計結果）～

・正確でわかりやすい情報の提供は、リスクコミュニケーションの重要な要素である。そこで行政から説明を行った全ての回（6回）で「担当者の説明内容が理解できましたか」という設問をした。その結果、回答者の90%前後が「理解できた（わかりやすかった）」「まあまあ理解できた（まあまあわかりやすかった）」との回答であり、一定の評価を得た。

一方、出席者の募集方法、時間配分、会場設定など開催方法について様々な意見をいただき、今後の検討課題と考えている。

(参考5)

都道府県、保健上設置市及び特別区の食品安全行政の取組み

(調整中)

都道府県名等	条例の制定	基本方針の策定	行動計画の策定	・・・

## 食品安全委員会の公開について (平成15年7月1日内閣府食品安全委員会決定)

### 1 委員会の活動状況の公開について

委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

### 2 会議の公開について

委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。

### 3 議事録等の公開について

- (1) 委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する。
- (2) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。

### 4 質問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について

- (1) 委員会の質問、勧告、評価結果、意見等については公開する。
- (2) 委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。

### 5 その他

- (1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。
- (2) その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定めることとする。